

# 市川市防犯まちづくりの推進に関する条例施行規則

平成17年3月30日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市防犯まちづくりの推進に関する条例(平成17年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本計画等に対する意見への考え方等の公表方法)

第2条 条例第13条第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所本庁舎での閲覧
- (2) 本市のウェブサイトへの掲載

(市川市防犯まちづくり推進協議会の組織及び運営)

第3条 条例第15条第2項の規定により規則で定める市川市防犯まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項は、次項から第8項までに定めるところによる。

2 協議会は、30人以内の委員で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 電気事業、電気通信事業、鉄道事業、ガス事業等の公益事業を営む者の取締役、社員等

(4) 本市の関係職員

4 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

7 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

8 協議会の事務は、市民生活部防犯対策課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。